

【第3子以降および就学前の第2子の保育料を補助します】

《認可外保育施設保護者負担金補助》

観音寺市では第3子以降および、就学前児童が2人以上いる世帯で、就学前の最年長児が保育所、幼稚園、認可外保育施設、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部において保育もしくは教育を受けている場合又は児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合、認可外保育施設に通っている第2子以降の児童（以下「対象児童」という。）に係る保育料に相当する保護者負担金を補助します。

【※上限は月額 35,000 円です】

【補助対象者】

市内に住所を有する、対象児童の保護者

※保護者が市外に住所を有し、対象児童を市内の親族等の住所においている場合は対象となりません。

※保育所の入所基準を満たす児童の保護者。

求職中の方はハローワーク等の証明が必要です。

保育所の入所基準を満たしていない方は補助の対象にはなりません。ご注意ください。

お仕事をされている方は、保険証をお持ちください。

※生計が同一であり、現に扶養している保護者。

※途中入所の場合等、日割りでの支払月に関しては対象外とさせていただきます。

【補助金交付に必要な書類】※日付はすべて空白で。

- ① 補助金交付申請書※対象児童が複数いる場合でも、1通で構いません。
- ② 保育状況調書（口座がゆうちょの方は通帳のコピーを添付）
- ③ 在籍証明書※就学前の最年長児及び対象児童それぞれ必要です（就学前第2子のみ）。
- ④ 対象児童の世帯全員の住民票の写し（続柄入り）
- ⑤ 請求書※金額は空白のままにしてください。
- ⑥ 領収証明書※保育所に出してもらってください。
- ⑦ 保険証のコピー

※申請者・口座名義人・領収証明書の保護者は同じにしてください。

【申請の受付時期】

- ・補助金交付申請（上記①～④）については、随時受付します。（施設への入所後申請）
- ・⑤の請求書については半期（4～9月・10～3月）ごとの請求になります。
9月及び3月分の保育料を納めた時点で、領収証明書と一緒に提出ください。

【補助金交付の時期】

請求書受付の翌月以降を予定しております。
振込日が決まり次第、封書でお知らせいたします。

【お問い合わせ先】

健康福祉部子育て支援課こども施設係

☎23-3962